

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT					
NATURE OF CONVEYANCE:	Translation of Japanese National University Corporation Law providing, in part, the succession of rights and obligations currently attributable to the national government to The University of Tokyo					
CONVEYING PARTY DATA						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">Name</th> <th style="width: 40%;">Execution Date</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Japan as represented by The President of The University of Tokyo</td> <td>04/01/2004</td> </tr> </tbody> </table>		Name	Execution Date	Japan as represented by The President of The University of Tokyo	04/01/2004	
Name	Execution Date					
Japan as represented by The President of The University of Tokyo	04/01/2004					

RECEIVING PARTY DATA	
Name:	The University of Tokyo
Street Address:	3-1, Hongo 7-chome, Bunkyo-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	113-8654

PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	10569129

CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(415)576-0300
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	(415)576-0200
Email:	bbergner@townsend.com
Correspondent Name:	Kevin Bastian
Address Line 1:	2 Embarcadero Center
Address Line 2:	8th Floor
Address Line 4:	San Francisco, CALIFORNIA 94111-3834

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	082368-006900US_01/B3B
NAME OF SUBMITTER:	Brien M. Bergner

Total Attachments: 40

source=Shimizu 082368 Translation of Japanese National University Corporation Law#page1.tif

PATENT

500313171

REEL: 019548 FRAME: 0202

CH \$40.00 10569129

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Michio Ogawa

of Ark Mori Bldg., 13F, No. 12-32 Akasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
107-6013

declare as follows:

1. That I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. That the attached document is a true and correct translation made by me to the best of my knowledge.

January 4, 2005
(Date)



(Signature of Translator)
Michio Ogawa

[p.28]

Article 1. Purpose

The purpose of this Law shall be to set forth the provisions controlling the organization and operation of a national university corporation that establishes a national university to provide for education and study as well as the organization and operation of an inter-university research institute corporation that establishes an inter-university research institute available commonly for universities, in order to respond to nation's demand for the education and study at universities and to promote the improvement and balanced development of the standard of higher education and academic studies in Japan.

Article 2. Definition

- 2.1 "National University Corporation" in this Law means the corporation established in accordance with the provisions of this Law for the purpose of establishing a national university.
- 2.2 "National University" in this Law means the university (universities) specified in Section 2 of Exhibit hereof.
- 2.3 "Inter-university Research Institute Corporation" in this Law means the corporation established in accordance

- with the provisions of this Law for the purpose of establishing a inter-university research institute.
- 2.4 "Inter-university Research Institute" in this Law means the inter-university research institute available for common use established for contributing to development of academic studies at universities in the research fields specified in Section 2 of Exhibit hereof.
- 2.5 "Medium-term Objectives" in this Law means the objectives concerning the service and operation to be achieved by the National University Corporation and Inter-university Research Institute (hereinafter collectively referred to as the "National University Corporations"), as designated by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology in accordance with the provisions of Article 30.1 hereof.
- 2.6 "Medium-term Plan" in this Law means the plan for achieving the Medium-term Objectives, as made by the National University Corporations in accordance with the provisions of Article 31.1 hereof.
- 2.7 "Annual Plan" in this Law means the plan made by the National University Corporations depending upon the Medium-term Plan in accordance with the provisions of Article 31.1 of the Public Corporation General Rule Law (specifically meaning the Public Corporation General Rule

Law (Law No. 103 of 1999) applicable *mutatis mutandis* in Article 35 hereof).

- 2.8 "Statutes of School" in this Law means the statutes of the National University Corporation which set forth the course term, curriculum, education study organization and any other matter required for students to follow and complete their studies.

Article 3. Consideration for Special Nature of Education and Study

The national government shall at any time upon operation of this Law consider the special nature of the education and study conducted at National University and Inter-university Research Institute.

Article 4. Appellation and Others of National University Corporation

- 4.1 The appellation and the principal office place of each National University Corporation shall be as set forth in Section 1 and 3 of Exhibit 1, respectively.
- 4.2 The National University Corporation as specified in Section 1 of Exhibit 1 shall establish the National University as described in Section 2 of Exhibit 1, respectively.

Article 5. Appellation and Others of Inter-university Research Institute Corporation

- 5.1 The appellation and the principal office place of each Inter-university Research Institute Corporation shall be as set forth in Section 1 and 3 of Exhibit 2, respectively.
- 5.2 The Inter-university Research Institute Corporation as specified in Section 1 of Exhibit 2 shall establish the Inter-university Research Institute in the fields set forth in Section 2 of Exhibit 2 in accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, respectively.

Article 6. Judicial Personality

The National University Corporations shall have the judicial personality.

[p.30]

Chapter 3 Operations

Article 22. Scope of Operations

22.1 The National University Corporation shall be engaged in the following operations:

- (i) Establishing and operating a National University;
- (ii) Providing consultation and support for the students in completing their study, selecting the prospective course, maintaining physical and mental health and others;
- (iii) Conducting operation of a study entrusted by or collaborating with a third party other than the National University Corporation or otherwise performing education and study activities in collaboration with a third party other than the National University Corporation;
- (iv) Establishing and providing extension courses or otherwise providing opportunities for study to non-students;
- (v) Making the results of the studies made by the National University available to public and promoting the effective use of such results;

- (vi) Providing funds to those who conduct the business of promoting the use of the results of technological study made by the National University, which business shall be designated by a government ordinance;
- (vii) Conducting any operation required for or incidental to the operations set forth in Subparagraph (i) through (vi) above.

22.2 The National University Corporation shall be required to be approved by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology upon conducting the operation set forth in Subparagraph (vi).

22.3 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall consult and submit to the evaluation committee prior to the issuance of an approval set forth in Paragraph 2 above.

22.4 Matters required in relation to the tuition fee and other fees for the National University and other school established as an affiliated institution of the National University in accordance with the provisions of Article 23 hereof shall be determined by the Ministerial Order of the Ministry of Education Culture, Sports, Science and Technology.

[p.31]

Chapter 3 Operations

Article 29. Scope of Operations

29.1 The Inter-university Research Institute Corporation shall be engaged in the following operations:

- (i) Establishing and operating an Inter-university Research Institute;
- (ii) Making the facilities and equipment of the Inter-university Research Institute available to university faculties and staffs engaged in the same research as those conducted by the Inter-university Research Institute;
- (iii) Cooperating at the request of a university in the education at the graduate school or otherwise the education at the university;
- (iv) Making the results of the studies made by the Inter-university Research Institute (including, but not limited to the results of the research in relation to the use of the facility and equipment of an Inter-university Research Institute in accordance with Subparagraph 2 above; hereinafter the same) available to public and promoting the effective use of such results;

- (v) Providing funds to those who conduct the business of promoting the use of the results of technological study made by the Inter-university Research Institute, which business shall be designated by a government ordinance;
- (vi) Conducting any operation required for or incidental to the operations set forth in Subparagraph (i) through (v) above.

29.2 The Inter-university Research Institute Corporation shall be required to be approved by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology upon conducting the operation set forth in Subparagraph (v).

29.3 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall consult and submit to the evaluation committee prior to the issuance of an approval set forth in Paragraph 2 above.

[p.34]

(Supplementary Provisions)

Article 9. Succession of Rights and Obligations

9.1 Upon establishment of the National University Corporations, the rights and obligations currently attributable to the national government (including, but not limited to, any obligation related to the money designated to be transferred from the National School Special Account (referred to as the "Former Special Account" in Paragraph 1, Article 11 of this Supplementary Provisions) based upon the National School Special Account Law (Law No. 55 of 1964; referred to as the "Former Special Account Law" in this Paragraph and in the following Article 10) prior to the abolition thereof by the provisions of Article 2 of the [Law for Abolishment and Amendment of Relevant Laws Incidental to Implementation of the National University Corporation Law and other Laws] to the account for social capital improvement of the special account for industrial investment in accordance with the provisions of Paragraph 21 of the Supplementary Provisions of the Former Special Account Law) which relate to the operations set forth in Paragraph 1 of Article 22 or Paragraph 1 of Article 29 of this Law shall be

succeeded by the applicable National University Corporations in accordance with the provisions of a government ordinance unless otherwise stipulated in any government ordinance.

- 9.2 Upon succession of the rights and obligations attributable to the national government by each National University Corporations pursuant to Paragraph 1 above, the sum equivalent to the calculation of the total sum of the values of properties in relation to the succeeded rights which are designated by an government ordinance minus the value of debts in relation to the succeeded obligations which are designated by an government ordinance (in case of a National University Corporation, the debt owed by the National University Corporation against the Center for National University Finance and Management (hereinafter referred to as the "Center") in accordance with Paragraph 1, Article 12 of this Supplementary Provisions shall be added to such value) shall be deemed as invested by the national government to such National University Corporations in accordance with the provisions of a government ordinance.
- 9.3 Upon assignment or transfer of the whole or part of any land, among the properties set forth in Paragraph 2 above, by the National University Corporations, the proceeds of such assignment shall be deemed invested to the extent

of such proceeds with the conditions of providing certain sum equivalent to the amount calculated pursuant to the standard designated by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology to the Center.

- 9.4 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall consult with the Minister of Finance upon setting forth a standard in accordance with the provisions of Paragraph 3 above.
- 9.5 The value of the properties described in Paragraph 2 above shall be the sum evaluated by the evaluation committee member, designating the market value as of the date of establishment of the applicable National University Corporations as its standard.
- 9.6 Matters in relation to the evaluation committee member and any other matter necessary in relation to the evaluation shall be as set forth in a government ordinance.

[p.35]

Article 15. Transitional Measure concerning Universities and
Others Stipulated in Former Law for Establishing National
Schools

- 15.1 The universities specified in the upper part of Exhibit 1 of the Supplementary Provisions shall, upon establishment of the National University Corporation, become the national universities described in Section 2 of Exhibit 1 established by the National University Corporation listed in the below part of Exhibit 1 of the Supplementary Provisions, respectively, in accordance with the provisions of Paragraph 2, Article 4.
- 15.2 Kurihama National School for Handicapped Children set forth in the Former Law for Establishing National Schools shall, upon establishment of Tsukuba University, a National University Corporation, become the school for handicapped children established in association with Tsukuba University by Tsukuba University as a National University Corporation in accordance with the provisions of Paragraph 2, Article 4.

Exhibit 1

The University of Tokyo as specified in the Table contained in Paragraph 1, Article 3 of the Former Law for Establishing National Schools	The University of Tokyo (National University Corporation)
---	--

Law for Abolishment and Amendment of Relevant Laws Incidental to Implementation of the National University Corporation Law and other Laws (Law No. 117, 2003)

[p.49]

Article 1. Purpose

This Law shall implement abolition and amendment of relevant laws incidental to the implementation of the National University Corporation Law (Law No. 112 of 2003), Independent Administrative Agency National Technical College Organization Law (Law No. 113 of 2003), Law concerning Independent Administrative Agency Organization for University Evaluation and Academic Degree (Law No. 114 of 2003), Law concerning Independent Administrative Agency Center for National University Finance and Management (Law No. 115 of 2003) and Law concerning Independent Administrative Agency National Institute of Multimedia Education (Law No. 116 of 2003).

Article 2. Abolishment of the Law for Establishing National Schools and other Laws

The following laws shall be abolished:

- (i) Law for Establishing National Schools (Law No. 150 of 1949)
- (ii) National School Special Account Law (Law No. 55 of 1964)



(号 外)

〔法
律〕

○人事訴訟法（一〇九）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（一一〇）

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（一一一）

○独立行政法人国立高等専門学校機構法（一一三）

○国立大学法人法（一一一）

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法（一一四）

○独立行政法人国立大学財務・経営センター法（一一五）

○独立行政法人メディア教育開発センター法（一一六）

○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（一一七）

○地方独立行政法人法（一一八）

○地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

省
令

- 次世代育成支援対策推進法(一一〇)
- 児童福祉法の一部を改正する法律
(一一一)

本号で公布された
法令のあらまし

◇裁判の迅速化に関する法律（法律第一〇七号）
（司法制度改革推進本部）

(六) 国の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならないこととした。第七条第一項関係)

(二) 最高裁判所による検証
最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的・客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとした。(第八条)
第一項関係)

び実施に当たって、適切な活用が图られなければならない」ととした。(第八条第二項関係)この法律は、公布の日から施行することとし

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第一〇八号）
民事訴訟法の一部改正

1 知的財産権関係訴訟の管轄等

特許権等に関する訴えは、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化することとともに、これらの裁判所に

においては五人の裁判官による合議体で審理及び裁判をすることができる「ことするなど」知

的財産権関係訴訟の管轄等に関する規定を設けた。第六条、第二十九条、第三十条、第三十一条。

けることとした（第六条 第二〇条の二
二六九条の一 第三一〇条の一関係）

2 専門委員制度
裁判所は、専門的な知見が問題となる訴訟

において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を認め、必要な説明を聽くことがで

この問題を踏まえ、必要な議題を取扱うことができる」とする専門委員制度を設けることとする。

した。(第九二条の二)第九二条の七関係

(五)当事者、代理人、弁護人その他の裁判所に
らけらも競うる、て三競二の行ひ

PATENT

REF ID: 019548 FRAME: 0219

を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)、第八十四条第三項に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十五年法律第百十号)、第八十四条第四項」に規定する法律第十四条第六項を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十五年法律第百十号)、第八十四条第三項」に規定する法律第四十一条第六項に對する法律(平成十五年法律第百十号)、第八十四条第三項に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十五年法律第百十号)、第八十四条第四項」に規定する法律第四十一条第六項を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十五年法律第百十号)、第八十四条第三項」に規定する法律第四十一条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条を削る。

(附則第十六条を削る)

第八条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の規定による精神保健觀察その他の同法の対象者に対する地域社会における待遇並びに生活環境等の調査及び調整に関すること(厚生労働省設置法の所調に属するものと除く)。

第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中(昭和二十五年法律第二百二十三号)の下に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第二百十号)」を加える。

法務大臣 森山 眞司

厚生労働大臣 坂口 力

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十一号
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
(趣旨) この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を行つたために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知識に基づき行う診断が一致しているものをいう。
(性別の取扱いの変更の審判)
第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
一 二十歳以上であること。
二 現に婚姻をしていないこと。
三 現に子がないこと。
第四条 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
第五条 その身體について他の性別に係る身體の性器に係る部分に近似する外觀を備えていること。
第二項 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。
(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)
第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(昭和二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用について、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（検討）

性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置）

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十四号）附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに

国立大学法人法をここに公布する。

平成十五年七月十六日

御名 御璽

目次

法律第一百二十二号

第一章 総則

　　第一節 通則（第一条 第八条）

　　第二節 国立大学法人評議員会（第九条）

第二章 組織及び業務

　　第一節 国立大学法人

　　第一款 役員及び職員（第十一条 第十九条）

　　第二款 経営協議会等（第二十条 第二十一条）

　　第三款 業務等（第二十二条 第二十三条）

第三章 大学共同利用機関法人

　　第一款 役員及び職員（第二十四条 第二十五条）

　　第二款 経営協議会等（第二十七条 第二十八条）

第四章 業務等（第十九条）

規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で該性別の取扱いの変更の審判において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法(昭和二十一年法律第一百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の二条を加える。

第二十条の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第二百十一号)第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

法務大臣 森山 真司
内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣總理大臣 小泉純一郎

六条
八条
条)

附則	第三章 中期目標等（第三十一条・第二十二条）
	第四章 財務及び会計（第三十二条・第三十四条）
	第五章 雜則（第三十五条・第三十七条规定）
第六章 罰則（第三十八条～第四十一条）	

第一章 総則

(四三)

この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学

法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置し、法人の組織及び運営について定めることを目的とする
(会員登録)

(定義)二二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立

の定めるところにより設立される法人をいう。

この法律において「大学共同利用機関法人」とは、この法律の定めるところにより設立される法人を

この法律において「大学共同利用機関」とは、別表

この法律において「中期目標」とは、国立大学法人が達成すべき業界運営に関する目標を定めたもの。

科学大臣が定めるものをいう。

この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画をいう。

この法律において「年度計画」とは、準用通則法則法(平成十一年法律第二百二号)をいう。以下同じ。

つき国立大学法人等が定める計画をいう。この法律において「学則」とは、国立大学法人の規

織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをい
（教育研究の対象）の記述。

第三条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学生に古事記をなせんばならない。

性は常に配慮しなければならない
(国立大学法人の名称等)

第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の三欄に掲げるとおりとする。

別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞものとする。

(大学共同利用機関法人の名称等)
第五条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる

欄及び第三欄に掲げるとおりとする。
別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は

第六条 国立大学法人等は、法人とする。
（法人格）

別紙第一の第一項に掲げる共同利用機関について、文部科学省令で定めるところにより、大学共同利用機関を設置するものとする。

(役員の職務及び権限) 各国立大学法人は、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。
第十九条 学長は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条第三項に規定する職務を行ふとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
二 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。
一 中期目標に関する事項(国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対しご述べる意見をいう。以下同じ。)及び文部科学大臣に関する事項
二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
五 その他役員会が定める重要な事項

(役員)

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員

第十一条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評議委員会(以下「評議委員会」という。)を置く。

評議委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立学法人等の業務の実務に関すること。

二 その他のこの権限によりその権限に属せられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、評議委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評議委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

（名称の使用制限）
第八条 大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

きの条文をなすものと見て取れる。第一項又は第三項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

物及びその建物に付する（第六項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定めた基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨を付すことを要する。

(資本金)
第七条 各国立大学法人等の資本金は、附則第九条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。
二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。
二五、六〇、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三

- 3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
- (役員の任命)
- 2 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- 1 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議(以下「学長選考会議」という。)の選考により行うものとする。
- 1 第二十一条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 2 第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者の中から、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるものの中から、学長選考会議に關し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮つて定める。
- 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。
- 8 監事は、文部科学大臣が任命する。
- 9 第十三条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。
- 10 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 11 第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにならなければならない。
- (役員の任期)
- 12 第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。
- 13 事務を任命する学長の任期は、六年を定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事の任期の末日以前でなければならない。
- 14 3 監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 15 役員は、再任されることがある。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかつたときの前条の規定の適用については、その再任の際に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 16 (役員の欠格条項)
- 17 第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。
- 18 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。
- (役員の解任)
- 19 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 20 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、
- 21 その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 22 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 23 二 職務上の義務違反があるとき。
- 24 第二十二条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
- 25 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
- 26 一 学長
- 27 二 学長が指名する理事
- 28 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
- 29 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3

教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)

二 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第四項第二号に掲げる事項を除く。)

三 学則(国立大学法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

教員人事に関する事項

教育課程の編成に関する事項

学生の奨学金修学等を支援するため必要な助言、指導その他の援助に関する事項

学生の入学、卒業又は課程の修了その他の学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針

に係る事項

学生の円滑な修学等を支援するため必要な助言、指導その他の援助に関する事項

教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

その他国立大学の教育研究に関する重要な事項

教育研究評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一 国立大学を設置し、これを運営すること。

二 学生に対し、修学、進路選択及び身心の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該

国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四 公開講座の開設その他の学生に対する学習の機会を提供すること。

五 当該国立大学における研究の普及、及びその活用を促進すること。

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるもの

を実施する者に出資すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならぬ。

二 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

三 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

四 文部科学省令で定める。

五 文部科学省令で定める。

六 文部科学省令で定める。

七 文部科学省令で定める。

(役員)

第一款 役員及び職員

(役員の職務及び権限)

第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。

二 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

三 第二十五条 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

四 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

五 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四

当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要な事項

六 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を捕任して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。

七 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。

八 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

九 (国立大学法人の役員及び職員に関する規定の適用)

十 第二十六条 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第二款 経営協議会等

(経営協議会)

第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機

関として、経営協議会を開く。

三 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関法人の経営に関する意見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて機構長が任命するもの

四 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

五 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

六 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの

七 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの

八 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基

九 準その他の経営に関する重要な規則の制定又は改廃に関する事項

十 預算の作成及び執行並びに決算に関する事項

十一 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

十二 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項

十三 経営協議会に議長を置き、機構長をもつて充てる。

十四 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

十五 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項を審議する機

十六 関として、教育研究評議会を開く。

十七 その他教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事

三 大学共同利用機関の長

四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員

五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第二項第三号に掲げる者を除く。)のうちから教育研究評議会が定め

るところにより機構長が任命するもの

- 3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）
 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
 三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
 五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する事項
 六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
 七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 八 その他の大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項
 九 教育研究評議会に議長は、教育研究評議会を主宰する。
- 第三款 業務等**
- (業務の範囲等)
- 第一 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。
 一 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものと供すること。
 二 大学院における教育その他大学における教育に協力すること。
 三 大学の要請に応じ、大学院における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
 四 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。
 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
 六 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
 七 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。
- 第三章 中期目標等**
- (中期目標)
- 第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 1 教育研究の質の向上に関する事項
 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 3 情報の提供及び研究に関する事項
 4 教育及び研究に係る組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係るその他の業務運営に関する重要な事項
- 3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聞き、当該意見に配慮するとともに、評議委員会の意見を聽かなければならない。
- (中期計画)
- 第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 三 預算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
 四 短期借入金の限度額
 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとすることは、その計画
 六 剰余金の用途
 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
 八 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 第四章 財務及び会計**
- (積立金の処分)
- 第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項による整理を行つた後、同項第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十一條第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
- 1 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。
 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。
 3 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 4 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
- (長期借入金及び債券)
- 第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
 1 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるもの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。
 2 ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。
- 3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産についての先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 5 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産についての先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

		（償還計画）			
		第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。			
		文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。			
第五章 雜則					
（独立行政法人通則法の規定の準用）					
第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十二条、第十四条から第七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
読み替えられる独立行政法人通則法の規定		読み替えられる字句			
第三条第三項		読み替えられる字句			
個別法		読み替えられる字句			
第三十四条第一項		読み替えられる字句			
長（以下「法人の長」という。）		読み替えられる字句			
第十四条第二項		読み替えられる字句			
法人の長		読み替えられる字句			
この法律		読み替えられる字句			
第十四条第三項		読み替えられる字句			
第二十条第一項		読み替えられる字句			
国立大学法人法		読み替えられる字句			
学長（大学共同利用機関法人にあっては、機構長。以下同じ。）		読み替えられる字句			
国立大学法人法		読み替えられる字句			
学長		読み替えられる字句			
国立大学法人法第十二条第七項（大学共同利用機関法人にあっては、同項）		読み替えられる字句			
第二十六条において準用する同項		読み替えられる字句			
第三十一条第一項		読み替えられる字句			
法人の長		読み替えられる字句			
学長		読み替えられる字句			
第三十一条第二項		読み替えられる字句			
主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）		読み替えられる字句			
文部科学省令		読み替えられる字句			
第三十二条第一項		読み替えられる字句			
前条第一項		読み替えられる字句			
中期計画		読み替えられる字句			
中期目標の期間		読み替えられる字句			
第三十三条		読み替えられる字句			

(他の法令の準用)

第三十七条 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めることにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第一条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 罰則

第三十八条 第十九条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第五条 第二十九条第一項に規定する業務を行つたとき。

第六条 第三十一条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

第七条 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

第八条 準用通則法第三十二条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき項目を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第三十二条の規定による事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供えなかつたとき。

十 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十一 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第41条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。
(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日において、この法律の施行の際現に附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者の規定は適用しない。

学長となつたときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の

学長となつたときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成十六年三月三十日であるときは、準用通則法第十四条第二項の規定にかかわらず、当該大学に設けられた

選考会議（学長、副学長及び学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長（旧設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第

百七号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）をいう。以下同じ。）第七条の三第一項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。）並びに旧設置法第七条の二第一項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。）において第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者を、

当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

4 第一条の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により国立大学法人等の成立の第一の上欄に掲げる大学の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（国立大学法人等の成立）

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかわらず、整備法第二条の規定の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（職員の引き継ぎ等）

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第二条又は独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構（平成十五年法律第九十五号）附則第二条又は独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を發せられないと、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員として在職した後引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員として在職するものとする。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員として在職するものとする。

2 前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第十四条第三項

の規定は適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成十六年三月三十日であるときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

4 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の指名については、準用通則法第十四条第三項

の規定は適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成十六年三月三十日であるときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

4 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の指名については、準用通則法第十四条第三項

の規定は適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の指名については、準用通則法第十四条第三項

の規定は適用しない。

第七条 附則第四条の規定により国立大学法人等の職員となつた者であつて、国立大学法人等の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立大学法人等の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第一項又は第八条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（各国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第八条 国立大学法人等の成立の際現に存する国家公務員法第八条の一、第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第四条の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者はあらものは、国立大学法人等の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により労働組合となつたものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の大正三十一年法律第五十五号）の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者は、（同法第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国に有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの額の合計額から、承継される義務に付則第十二条第一項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・經營センター（以下「センター」という。）に対し負担する債務の額を加えた額）を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条 整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号、附則第十四条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第九条第一項の規定により国から当該国立大学法人等に承継されたものに限る。）は、附則第四条第一項の規定により国から当該国立大学法人等に対し無利息で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關する必要な事項は、政令で定める。

（センターの債務の負担等）

第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・經營センター法（平成十五年法律第五十五号）附則第八条第一項第二号の規定によりセンターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、センターが承継した借入金債務を保証するものとする。

4 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に關する必要な事項は、政令で定める。

5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

（国有財産の無償使用）

第十三条 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

2 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

（国の無利子貸付け等）

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第五項の項中「第二十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とある。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の措置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により国立大学法人等に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 国立大学法人等が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(旧設置法に関する経過措置)

第十五条 附則別表第一の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

第二旧設置法第九条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時において、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第三第十六条 国立大学法人の成立の際現に附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下欄に掲げる短期大学(以下「新国立短期大学」という)を設置する。

第四新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

第五第一項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第二十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学(附則別表第二の下欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。)」とする。

第六附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる新国立短期大学となるものとする。

第七第十七条 国立大学法人の成立の際現に国立大学設置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十二号)附則第二項の規定により平成十九年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十九号)附則第二項の規定により平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を(附則別表第三の上欄に掲げる者ごとにそれぞれの上欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な教育を行なうものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

第八(不動産に関する登記)

第九第十八条 各国立大学法人等が附則第九条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第十第十九条 国立大学法人等の成立の際現に係属している国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立大学法人等が受け

十一総務省のについては、政令で定めるところにより、当該国立大学法人等を国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

十二(最初の教育研究評議会の評議員)

第十三条 国立大学法人等の成立後の最初の第二十一条第一項及び第二十八条第一項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

第十四条 一 国立大学法人の教育研究評議会 第二十二条第一項第一号及び第一号に掲げる者

二 大学共同利用機関法人の教育研究評議会 第二十八条第二項第一号から第三号までに掲げる者

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十二条 附則第一条及び第四条から前条までに定めるものほか、国立大学法人等の設立に伴い字を用いている者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第十三条 附則第一条及び第四条から前条までに定めるものほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則別表第一(附則第二条、附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係))

機 閣	國 立 大 学 法 人 等
旧設置法第三条第一項の表に掲げる北海道大学	國立大學法人北海道大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる北海道教育大学	國立大學法人北海道教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる室蘭工業大学	國立大學法人室蘭工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる旭川医科大学	國立大學法人旭川医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる小樽商科大学	國立大學法人小樽商科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる帯広畜産大学	國立大學法人帯広畜産大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる旭川医科大学	國立大學法人旭川医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる北見工業大学	國立大學法人北見工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる弘前大学	國立大學法人弘前大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岩手大学	國立大學法人岩手大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる秋田大学	國立大學法人秋田大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東北大学	國立大學法人東北大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山形大学	國立大學法人山形大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宮城教育大学	國立大學法人宮城教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる茨城大学	國立大學法人茨城大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる筑波大学及び旧設置法	國立大學法人筑波大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宇都宮大学	國立大學法人宇都宮大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる群馬大学	國立大學法人群馬大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる埼玉大学	國立大學法人埼玉大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる千葉大学	國立大學法人千葉大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京医歯薬大学	國立大學法人東京医歯薬大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京芸術大学	國立大學法人東京芸術大学

旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京工業大学	国立大学法人東京工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京芸術大学	国立大学法人東京芸術大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げるお茶の水女子大学	国立大学法人お茶の水女子大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる電気通信大学	国立大学法人電気通信大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国大	国立大学法人横浜国大
旧設置法第三条第一項の表に掲げる上越教育大学	国立大学法人上越教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山大学	国立大学法人富山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる長岡技術科学大学	国立大学法人長岡技術科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる新潟大学	国立大学法人新潟大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福井大学	国立大学法人福井大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山医科大学	国立大学法人富山医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる金沢大学	国立大学法人金沢大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる信州大学	国立大学法人信州大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岐阜大学	国立大学法人岐阜大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山梨大学	国立大学法人山梨大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる静岡大学	国立大学法人静岡大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる浜松医科大学	国立大学法人浜松医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋大学	国立大学法人名古屋大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛知教育大学	国立大学法人愛知教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる三重大学	国立大学法人三重大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀大学	国立大学法人滋賀大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる豊橋技術科学大学	国立大学法人豊橋技術科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都大学	国立大学法人京都大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都芸術大学	国立大学法人京都芸術大学

旧設置法第三条の二第一項に規定する奈良先端科学技術大学院大学	旧設置法第三条の二第一項に規定する北陸先端科学技術大学院大学	旧設置法第三条の五第五項の表に掲げる筑波技術短期大学	旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる高岡短期大学	旧設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関(以下「旧大学共同利用機関」という。)のうち、大学共同利用機関法人・人間文化研究機構の研究分野に関する研究を行なう機関として政令で定めるもの	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人・人間文化研究機構として政令で定めるもの	旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人・人間文化研究機構として政令で定めるもの
附則別表第二(附則第十六条関係)	附則別表第二(附則第十六条関係)	附則別表第二(附則第十六条関係)	附則別表第二(附則第十六条関係)	附則別表第二(附則第十六条関係)	附則別表第二(附則第十六条関係)	附則別表第二(附則第十六条関係)
国立短期大学	国立大学法人	新国立短期大学	国立大学法人	新国立短期大学	国立大学法人	新国立短期大学
旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる東北大医療技術短期大学	旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学	旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学	旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学	旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学	旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学	旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学
国立大学法人筑波大学	国立大学法人秋田大学	国立大学法人東北大	国立大学法人弘前大学	国立大学法人北海道大学	北大共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	北大共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
新潟大学医療技術短期大学部	秋田大学医療技術短期大学部	東北大医療技術短期大学部	弘前大学医療技術短期大学部	北海道大学医療技術短期大学部	北大共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	北大共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

国立大学法人群馬大学	国立大学法人埼玉大学	国立大学法人千葉大学	国立大学法人東京大学	国立大学法人東京医科大学	国立大学法人東京外国语大学	国立大学法人東京芸術大学	国立大学法人東京工業大学	国立大学法人東京農工大学	国立大学法人東京海洋大学	国立大学法人東京女子大学	国立大学法人横浜国大	国立大学法人新潟大学	国立大学法人長岡技术科学大学	国立大学法人上越教育大学	国立大学法人富山大学	国立大学法人福井大学	国立大学法人金沢大学	国立大学法人山梨大学	国立大学法人岐阜大学	国立大学法人静岡大学	国立大学法人浜松医科大学	国立大学法人名古屋大学	愛知県立大学法人愛知教育大学	愛知県立大学法人名古屋工業大学	豊橋技術科学大学
群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学	東京医科大学	東京外国语大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京農工大学	東京海洋大学	東京女子大学	横浜国大	新潟大学	長岡技术科学大学	上越教育大学	富山大学	福井大学	金沢大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学
東京都	東京都	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	福井県	富山县	石川県	岐阜県	静岡県
五	四	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	新潟県	福井県	富山县	石川県	岐阜県	静岡県
五	四	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九

別表第一 備考

大学共同利用機関法人情報・システム研究機関法人情報	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	大学共同利用機関法人の名称	研究分野	別表第二（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条関係）	備考
当該研究を活用した自然的及び社会に作用する現象等の体系的な解明に関する科学の総合研究並びに	高エネルギー加速器による素粒子、エネルギーの構成とその性質、並びにその構造に関する研究	人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究	天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究	主たる事務所の所在地	理事の員数	四	一 総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第六十九条に規定する大学とする。二 総合研究大学院大学は、学校教育法第六十八条に規定する大学とする。三 研究大学院大学は、独立行政法人メディア教育開発センターとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行ふものとする。四 この中の各項の第一欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第二欄に掲げる国立大学法人が一人以上である当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。五 これらの各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。
東京都	茨城県	東京都	東京都	所の所在する事務所	主たる事務所の所在地	二	高岡短期大学
六	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県	石川県	奈良県	二	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
六	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県	神奈川県	神奈川県	二	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
五	沖縄県	鹿児島県	鹿児島県	北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	二	国立大学法人琉球大学
二	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	総合研究大学院大学	総合研究大学院大学	二	国立大学法人鹿屋体育大学
二	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	二	国立大学法人政策研究大学院大学
二	神奈川県	神奈川県	神奈川県	政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	二	国立大学法人宮崎大学

文部財務大臣
閣總理大臣

小遠塩
山川正
純一郎
敦子郎

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む）としての引き続いた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 センターの成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いてセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターアの職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間について、その者の規定のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、それがセンターを退職したことにより退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

4 センターは、センターの成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いてセンターの職員となった者のうちセンターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間にセンターまで旧機関の退職した者のあつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第三条の規定によりセンターアの職員となった者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十五年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第一項において同じ）の規定による認定を受けているものが、センターの成り立った日において児童手当又は特例給付等の支給に関する規定により規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定によりセンターアの職員となった者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十五年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第一項において同じ）の規定による認定を受けているものが、センターの成り立った日において児童手当又は特例給付等の支給に関する規定により規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条 附則第三条の規定によりセンターアの職員となった者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十五年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第一項において同じ）の規定による認定を受けているものが、センターの成り立った日において児童手当又は特例給付等の支給に関する規定により規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

規定期による市町村長（特別区の区長を含む）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第二項において準用する場合を含む）の規定にかかるわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

第七条 センターの成立の際に存する国家公務員法第二百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第一条たたし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第八条 センターの成立の際、第十三条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務にうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継する。

第九条 センターの成立の際、第十三条に規定する業務に関し、現に國が有する権利及び義務にうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継する。

第十条 センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第一条たたし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国立学校設置法等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国立学校設置法（昭和二十四年法律第二百五十五号）

二 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）

（学校教育法の一部改正）

第三条 学校教育法（昭和十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「国」の下に「（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第二百十二号）、独立行政法人大学評議・学位授与機構法（平成十五年法律第二百二十四号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第二百十五号）及び独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第二百六十六号）の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。）」を加える。

第二条 第一項中「（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第二百十二号）、独立行政法人大学評議・学位授与機構法（平成十五年法律第二百二十四号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第二百十五号）及び独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第二百六十六号）の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。）」を削る。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第四条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第二百二十一号）の一部を次のように改められる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価したものとする。

第五条 第一項中「国立及び私立の学校」を「学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第二条に規定する国立学校及び私立学校」に改める。

○

△

○

(旅館業法の一部改正)

第五条 旅館業法(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「大学附置の国立学校」の下に「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。」を加え、「その他の国立学校又は公立若しくは私立の」を削り、「学校の」を「高等専門学校の」に、「同項第三号」を「前項第三号」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第六条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 任免・給与・分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第三条第一第十条)

第二節 教育長及び専門的教育職員(第十五条・第十六条)

第三章 服務(第十七条・第二十条)

第四章 研修(第二十一条・第二十五条)

第五章 大学院修学休業(第二十六条・第二十八条)

第六章 職員団体(第二十九条)

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例(第三十条・第三十六条)

附則

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「任免」の下に「給与」を加え、「研修」を「研修等」に改める。

第二条第一項中「」とは「」の下に「地方公務員のうち」を加え、「学校で」、「学校であつて」に改め、「国立学校及び」を削り、同条第二項中「國家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削り、第二十条の二第二項を「第二十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」に改め、同条第二項を「第二十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」に改め、同条第三項中「大学」の下に「公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。」を加え、同条第四項中「国立大学があつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学があつてはその」を「大学に置かれる会議であつて当該」に、「會議」を「もの」に改める。

第三条を削る。

「第一章 任免、分限、懲戒及び服務」を「第二章 任免、給与、分限及び懲戒」に改める。

第四条第五項中「(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学があつては、人事委員会、第十二条第一項において同じ。)」を削り、第二章第一節中同条を第三条とする。

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第五条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第八条の二の前の見出し及び同条を削る。

第八条の三中「公立大学」を「大学」に改め、同条を第八条とし、同条に見出しとして「(定年)」を付する。

第九条第一項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十一条及び第十二条を削る。

「第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員」を「第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員」に改める。

第十三条第一項中「校長の」を「公立学校の校長の」に、「その大学」を「当該大学」に改め、「大学附置の学校以外の国立学校あつては文部科学大臣」を削り、同条第二項を削り、第二節中同条を第十一条とする。

第十二条の二第一項を削り、同条第二項中「小学校等の教諭等」を「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に改め、同項を同条第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第十三条の二を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(校長及び教員の給与)

第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小

学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員

二、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

三、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

四、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

五、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

六、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

七、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

八、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

九、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十一、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十二、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十三、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十四、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十五、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十六、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

十七、前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育

学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務

する校長及び教員

前項の場合は、地方公務員法第三十一条第一項の規定により人事委員会が定める許可

（公立学校の教諭公務員の政治的行為の制限）の基準による」とを要しない。

(公務員の政治的行為の制限)
第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十一条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

(第百一十九条) 第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。
(大学の学長、教員及び部局長の服務)
第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に關し必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一條から第二十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。
(助教費支拂ふ事)

〔萬葉の語〕 第二十条 大学の学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた指管は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長については学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならぬい。本則に次の二章を加える。

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例
(教員の職務に準ずる職務を行う者等に対するこの法律の適用)

研究施設研究教育職員等に関する特例

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（以下この章において「研究施設」）といふの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章において「研究施設研究教育職員」という。）に対する國家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「法律に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条规定する任命権者がしくては法律別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「走年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の走年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時の職員」とする。

研究施設研究教育職員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

研究施設研究教育職員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条

規定の適用については、司法第八十一條の四第一項及び第八十一條の五第一項中「任期を定め

とあるのは、文部科学省令で定めると、同法第八

十一條の四第一項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中

あるのは「近畿内で文部科学省令で定めるところにより王命箇皆が定める期間をもつてしてする。

第三十二条 **開拓使役の受取** **開拓使役開拓教育議員の服務** **公務員去第** **十六条第一項**

第一回の本筋は、元が馬鹿に思つて必要が無いと判断した結果、同治十九年から明治百五十年まで日本の國家公私眞偽

第三章 平成二十一年法第百二十九号に定めるものを除いては、任命権者が定める

第三十三条 前条に定める者は、教育に関する他の職を兼ねる者は、又は教育に関する他の事業若しくは

事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認められる場合には給与を受け

又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員法第一百一一条第一項の規定に基づく命令又は同法第一百四条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成廿一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の（平成廿一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して國の行う研究と同等の公益性を有する研究を行ふものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に從事するため國家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が當該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、當該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十一条）第七条第四項の規定は適用しない。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第一項中「評議会」（評議会を置かない大学にあっては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六条及び第二十条第一項中「評議会」の議に基づき学長」とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは、「任命権者」と、第三条第五項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは、「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

（独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用）

第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第三条第一項及び第五項、第六条、第二十一条並びに第二十二条の規定のうち、大学の教員に関する部分に限り、並びに第三十一條第一項及び第二項並びに第三十二条の規定のうち、大学の教員に関する部分に限り、並びに第三十一條第一項及び第二項並びに第三十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」とあり、第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一條第五項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは、「當該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として當該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。）については、前項に規定するもののほか、第三十四条の規定を準用する。

（教育職員免許法の一部改正）

第七条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のようにより改正する。

第一条第一項第二号中「国立又は公立の学校」を「公立学校」に改める。

第二条第一項中「国立又は公立の学校」を「国立学校（学校教育法第一条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校」に改め、「大学附置の学校以外の国立学校的教員については文部科学大臣」を削る。

第三条第一項並びに第九条第一項中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第八条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項の表備考中「私立学校」を「国立学校又は私立学校」に改める。

附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改め、「所轄厅」の下に「学校教育法第二条第二項に規定する」を加える。

(社会教育法の一部改正)

第九条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「国立又は公立の学校」を「国立学校(学校教育法第一項に規定する国立学校)をいう。以下この章及び第五十二条において同じ。」又は「公立学校」に改める。

第四十四条第二項中「文部科学大臣」を「設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長」に改める。

第四十八条第一項中「学校の管理機関は」を「文部科学大臣は国立学校に対し、公立学校の管理機関は」に改める。

第五十二条ただし書中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第十条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国立及び」を削り、同条第三項中「国立学校にあつては文部科学大臣」を削る。

第二十一条第一項中「國又は」を削る。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改め、「國又は」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正)

第十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(昭和一十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立学校特別会計」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「という。」の下に「国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第七十二条の第四項第二号の次に次の一号を加える。

(二) 国立大学法人等

第七十三条の三第一項、第一百四十六条第一項及び第一百七十九条中「及び非課税独立行政法人」を

「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第三百四十八条第六項中「除く。」の下に「及び国立大学法人等が所有する固定資産(当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)」を加える。

第一百四十三条第一項、第五百八十六条第一項、第六百九十九条の四第一項、第七百一三条の二第一項及び第七百四条中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「定期制通信教育手当、産業教育手当」を削る。

第二十条の二中「若しくは国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関に置かれる観測所でアメリカ合衆国のハワイ島に所在するもの」を削る。

(産業教育振興法の一部改正)

第十四条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

(高等学校の定期制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第五十二条第一号中「(国立学校の学校図書館を除く。)」を削る。

(高等学校の定期制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第十七条 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(公立の高等学校の教員等の定期制通信教育手当)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第二項の規定により支給することができる定期制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、教頭、教員(教諭、養護教諭、助教諭、義理助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第一十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。以下この条において同じ。)及び実習助手のうち定期に掲げる者を対象とするものと、その内容は、条例で定める。一 公立の高等学校の定期制の課程又は通信制の課程を置くもの校長(本務として当該高等学校の校長(中等教育学校の後期課程にあっては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)の職にある者に限る。)、教頭(定期制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)及び教員(本務として定期制教育又は通信教育に従事する者に限る。)

二 前号に規定する高等学校の実習助手(本務として定期制教育又は通信教育に従事する者に限る。)であつて、その技術が優秀と認められるものとして政令で定める者

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十九条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第二百五十七号)の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「各号」を削り、「を待つて論ずる」を「がなければ公訴を提起することができる」に改め、「同項第一号」を「国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)第二十一条の規定により国立大学に附属して設置される」に改め、「学校が附属して設置される」及び「当該学校が国立大学の学部に附属して設置される場合には、当該国立大学」を削る。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第二十条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百一十五号)の一部を次のように改訂する。

第一条中「國立又は」を削る。

(第一条第二項中「國家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削る。)

第三条の見出し中「國立又は」を削り、同条第一項中「國立又は」及び「人事院規則又は」を削り、同条第二項中「國立又は」を削る。

(第四条中「國家公務員法第六十条第一項から第三項まで及び」を削る。)

第五条(見出しを含む)中「私立の」を「公立学校以外の」に改める。

別表第一 第一号の表損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人 国立大学法人法

(法人税法の一部改正) 第三十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人

国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)

別表第一 第一号の表中

水害予防組合 水害予防組合連合 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)

に改める。

水害予防組合	水害予防組合連合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二 国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人

国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)

別表第一 全国農業会議所の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人

国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)

第三十二条 登録免許税法(昭和三十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人

国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)

別表第一 首都高速道路公団の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人

国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)

題名を次のように改める。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第一条 中「國立及び」を削る。

第二条 第一項中「規定する」の下に「公立の」を加え、同条第一項中「とは」の下に「義務教育諸学校等の」を加え、「國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削る。

第三条を次のように改める。

教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員(校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

3 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関する規定においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百四条第二項に規定する調整手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、期末手当、勤勉手当、定期制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を

加入了額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加入了額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加入了額を支給すること。

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加入了額を支給すること。

第五条から第八条までを削る。

第九条第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条中第二号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを「一」号ずつ繰り上げ、同条を第四条とする。

第十条(見出しを含む。)中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、同条を第五条とする。

第十一条の見出し中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、同条中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、「者を除く」の下に「(以下この条において同じ)」を加え、「勤務時間法」を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)」に「(以下この条)」を「第三項」に、「国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として」を「政令で定める基準に従い」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

3 第二項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合について適用する。

一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四条に規定する祝日法による休日及び年末始の休日に相当する日

二 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

第十二条を第六条とする。

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の一部改正)

第三十四条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第四条及び附則第二項を削る。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法

第一条並びに第一条の見出し及び同条第一項中「国立又は」を削る。

第三条を削る。

は高等専門学校を設置する者」を「若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人に改め、同条第二項第一号中「研究者」を「大学等研究者」に改め、同項第二号中「大学又は高等専門学校の研究者」を「大学等研究者」に、「その研究者」を「その大学等研究者」に、「又は高等専門学校を設置する者」を「若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人」に改める。

附則に次の二条を加える。

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業

所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七条第二項の規定、同法第百九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第十八条第四項において準用する場合を含む。)又は工業所有権に関する手續等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第二項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう)、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構(以下この条において「国立大学法人等」という)、國とみなす。

一 国立大学法人法別附第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構(平成十五年法律第百十三号)附則第八条第一項の規定により独立行政法人国立大学法人等が承継した特許権

二 国立大学法人法別附第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構附則第八条第一項の規定により國立大学法人等が承継した特許を受ける権利(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により同年三月三十一日までにしたものとのみなされるものを除く。以下この項において同じ。)に係るものに限る。)又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

三 国立大学法人等が平成十九年三月三十一日までに当該國立大学法人等の大学等研究者から承継した特許権若しくは特許を受ける権利(同日までにされた特許出願に係るものに限る。)又は

第四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により同年三月三十一日までにしたもののとみなされるものを除く。以下この項において同じ。)に係るものに限る。)又は当該國立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

前項各号に規定する特許権又は特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

納付すべき特許料又は同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料について(第六条の規定による改正除外する。)

別表第一(国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。
 (知的財産基本法の一部改正)
 第四十六条 知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三項中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の二第一項」を「国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)第二条第四項」に改める。
 (放送大学学園法の一部改正)
 第四十七条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
 第四条 別表第一
 別表第一 総合研究開発機構の項の次に次のように加える。
 大学共同利用機関法人
 国立大学法人法

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
 第四十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
 別表国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

別表総合研究開発機構の項の次に次のように加える。	別表総合研究開発機構の項の次に次のように加える。
大学共同利用機関法人	国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)
国立大学法人	国立大学法人(平成十五年法律第百十一号)

(総務省設置法の一部改正)	(総務省設置法の一部改正)
第四十九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。	第四十九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第十三号中「をい」を「をい、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をい)及び大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をい)」及び「をい」を「並びに」に改める。	第四条第十三号中「をい」を「をい、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をい)及び大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をい)」及び「をい」を「並びに」に改める。
(文部科学省設置法の一部改正)	(文部科学省設置法の一部改正)
第五十条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。	第五十条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四款 放射線審議会(第十八条)	第四款 放射線審議会(第十八条)
目次中 第四五款 独立行政法人評議員会(第十八条)	目次中 第四五款 独立行政法人評議員会(第十八条)
第五款 放射線審議会(第十八条)	第五款 放射線審議会(第十八条)
第六款 独立行政法人評議員会(第十八条)	第六款 独立行政法人評議員会(第十八条)
会(第十七条の二)に改める。	会(第十八条の二)に改める。

第六条第二項中「放射線審議会」を「国立大学法人評議員会」に改める。	第六条第二項中「放射線審議会」を「国立大学法人評議員会」に改める。
第三章第二節中第五款第六款とし、第四款第五款とし、第三款の次に次の二款を加える。	第三章第二節中第五款第六款とし、第四款第五款とし、第三款の次に次の二款を加える。
第四款 国立大学法人評議員会	第四款 国立大学法人評議員会

第十七条の二 国立大学法人評議員会について(同法平成十五年法律第百十一号)	第十七条の二 国立大学法人評議員会について(同法平成十五年法律第百十一号)
これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。	これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第五十一條 文部科学省設置法の一部を次のように改正する。	第五十一條 文部科学省設置法の一部を次のように改正する。
目次中「第十七条の二」を「第十八条」に、「第十八条の二」を「第十九条」に、「第十九条の二」を「第二十条」に、「第二十一条」に、「第二十二条」を「第二十三条」を「第二十三節 特別の機関(第十九条)	目次中「第十七条の二」を「第十八条」に、「第十八条の二」を「第十九条」に、「第十九条の二」を「第二十条」に、「第二十一条」に、「第二十二条」を「第二十三節 特別の機関(第十九条)
第十五条 第二節 地方支分部局(第二十四条) 第二節 地方支分部局(第二十	第十五条 第二節 地方支分部局(第二十四条) 第二節 地方支分部局(第二十
十七条・第二十八条)に「第二十八条・第三十条」を「第二十九条・第三十一条」に、「第三十一	十七条・第二十八条)に「第二十八条・第三十条」を「第二十九条・第三十一条」に、「第三十一
条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十二条」に改める。	条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十二条」に改める。

第四条第二十五号を次のように改める。	第四条第二十五号を次のように改める。
二十五 国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)	二十五 国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)
二十六 国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法平成十五年法律第百十三号)	二十六 国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法平成十五年法律第百十三号)
二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターにおける学術研究及び教育に関する事。	二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターにおける学術研究及び教育に関する事。
第三十二条を第三十三条とする。	第三十二条を第三十三条とする。

第四条 别表第一
 别表第一 総合研究開発機構の項の次に次のように加える。
 大学共同利用機関法人
 国立大学法人法

第四条中第九十五号を第九十七号とし、第二十六号から第九十四号までを「一」号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の二号を加える。
 二十五 国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)

二十六 国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法平成十五年法律第百十三号)

二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターにおける学術研究及び教育に関する事。

第三十二条を第三十三条とする。

第四条 削除

第四章第三節中第三十一条を第三十二条とする。

第四章第一節中第三十条を第二十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とす。

第二十七条中「第三十四号、第三十六号、第三十七号、第七十九号から第八十七号まで、第八十八号」を「第三十六号、第三十八号、第三十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九十号」に、「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」を「第九十一号及び第九十三号から第九十七号まで」に改め、第四章第一節第二款中同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第四章第一節第一款中第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「第四条第六十六号、第六十九号から第七十三号まで及び第九十五号」を「第四条第六十八号、第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号」に改め、第三章第五節中同条を第二十五条とする。

第三章第四節中第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。第三章中第二節を削り、第四節を第二節とし、第五節を第四節とする。

第三章第一節第六款中第十八条の二を第二十条とする。

第三章第一節第五款中第十八条を第十九条とする。

第三章第一節第十八条を第十九条とする。

第三章第一節第四款中同条を第十八条とす。

附則第三項中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十八条の規定 平成十六年四月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第五十条の規定 平成十五年十月一日

(国立学校特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第一条 国立学校特別会計における平成十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。

第二条 前項に規定する事務は、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評議・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務、経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例によりこれらの法人が行う。

第三条 この法律の施行の際現に国立学校特別会計に所屬する権利及び義務(国立大学法人法附則第九条)

第一項の規定により国立大学法人及び大学共同利用機関法人が承継するもの、独立行政法人国立高等専門学校機構が承継するもの、独立行政法人大学財務、経営センターが承継するもの、独立行政法人メディア教育開発センターが承継するもの並びに独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第七条の規定により独立行政法人海洋研究開発機構が承継するものを除く)は、政令で定めるところにより、一般より独立行政法人海洋研究開発機構が承継するものとする。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に国立大学の教員又は国立高等専門学校の教員であつた者の休職に係る期間で、第六条の規定による改正前の教育公務員特例法第二十一条の二の規定に基づき、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条第四項の規定を適用しないこととされたいたるものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に国立の学校の教員であつて、第七条の規定による改正前の教育職員免許法第十一条第一項(第二号に該当することにより免許状がその効力を失つた者に対する同法第五条第一項第五号及び第十条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に第十条の規定による改正前の学校施設の確保に関する政令第四条又は第十五条の規定に基づき発せられた命令に係る同令の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同令第二条第三項中「国立学校」とあるのは、「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三条の規定による改正後の学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」と、同令第二十二条第一項中「学校を設置した国又は」とあるのは、「国又は学校を設置した」とする。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に国立大学の教員であつた者に係る第四十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法第十四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(教育公務員特例法第三十二条第一項の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部改正)

第九条 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭和三十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条 附則第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

第一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十五条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十条第一項中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第十六条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第十七条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第十八条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第十九条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十一条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十二条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十三条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十四条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十五条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十六条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十七条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十八条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十九条 附則第三十九条第一項の規定により独立行政法人大学評議・学位授与機構附則第八条第一項及び第二十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）
 第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。
 第二十二条 第五号中「第二十条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）
 第二十四条 第二号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第二項」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百一十四号）の一部を次のように改正する。）

第十四条 第四項中「独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

地方独立行政法人法をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月十六日

法律第一百一十八条 地方独立行政法人法

第一章 総則

第二節 地方独立行政法人評議会（第十一条）

第二章 役員及び職員（第十二条—第二十条）

第三章 業務運営（第二十一条—第二十四条）

第四章 中期目標等（第二十五条—第二三十一条）

第五章 人事管理（第二三十二条—第二四六条）

第六章 特定地方独立行政法人（第四十七条—第五十四条）

第七章 一般地方独立行政法人（第五十五条—第五十八条）

第八章 移行型行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）

第九章 公营企業型地方独立行政法人に関する特例（第八十一条—第八十七条）

第十章 雑則（第八十八条—第九十六条）

第十一章 罰則（第九十七条—第一百条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的）
 第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎
 総務大臣 片山虎之助
 財務大臣 塩川正十郎
 経済産業大臣 平沼赳氏
 文部科学大臣 林 寛子
 国土交通大臣 遠山 敦子
 内閣総理大臣 小泉純一郎
 総務大臣 片山虎之助
 財務大臣 塩川正十郎
 経済産業大臣 平沼赳氏
 文部科学大臣 林 寛子
 国土交通大臣 遠山 敦子

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）うち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たつては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分尊重されなければならない。

（名称）

第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
 2 地方独立行政法人でない者は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いてはならない。

（法人格）

第五条 地方独立行政法人は、法人とする。

（財産の基礎）

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

（設立）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資することができない。

3 2 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。

5 前項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。（設立）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。（定款）

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

七 一 二 三 四 五 六 七
 1. 特定地方独立行政法人の定款
 2. 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
 3. 設立団体
 4. 事務所の所在地
 5. 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
 6. 役員の定数、任期その他役員に関する事項
 7. 業務の範囲及びその執行に関する事項